

事業名	日時	場所	対象	定員	内容等	申し込み方法等	問い合わせ	
高齢	65歳以上 インフルエンザ 予防接種	平成20年1月31日(木)まで	市内指定医療機関	接種時に満65歳以上の市民の方 接種時に満60歳～64歳までの市民の方で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害者手帳1級程度の障害がある方	-	¥2,200円 接種回数 期間中1回	市指定医療機関で接種される方は健康保険証持参のうえ直接お出かけください。市外での接種を希望の方はお問い合わせください。	健康年金課 成人保健係 ☎438-4021
	高齢者 栄養相談	平成20年1月11日(金) 午後1時30分～4時30分	保谷保健福祉総合センター	65歳以上の栄養相談を希望する方	3人	高齢者の食事について管理栄養士による相談	1月9日(木)までに電話予約	高齢者支援課 地域支援係 ☎438-4028

診療時間	医科 (診療科目については問い合わせのうえ来院してください)			歯科			
	午前9時～午後10時	午前9時～午後5時	午前10時～正午 午後1時～4時 午後5時～9時	<受付時間> 午前10時～午後4時			
16日	西東京中央総合病院 芝久保町2-4-19 ☎464-1511	保谷内科・呼吸器科クリニック 住吉町6-1-26 ☎458-7870		松田デンタルクリニック 田無町4-4-15 宮田ビル2階 ☎465-6480	鎌田歯科 ひばりが丘北3-7-8 ☎423-2526		
23日	田無病院 緑町3-6-1 ☎461-2682	梅村こども診療所 南町5-17-2 ☎467-8171	西東京市休日診療所 中町1-1-5 ☎424-3331	遠藤歯科医院 田無町2-21-4 ☎461-1100	保谷歯科医院 住吉町6-4-2 ☎423-4182		
24日	佐々総合病院 田無町4-24-15 ☎461-1535	芝久保内科小児科クリニック 芝久保町4-12-45 ☎469-6776		こうもと歯科医院 田無町4-24-14 横山ビル2階 ☎462-8413	たきもと歯科医院 東町3-9-4 東町ハイツ1階 ☎438-3055		
29日	保谷厚生病院 栄町1-17-18 ☎424-6640	永田外科胃腸科 南町4-12-6 ☎465-8530	上記診療所では、 歯科診療を行っておりません。	本町歯科 田無町2-9-6 野崎ビル201号 ☎462-4618	三浦歯科医院 ひばりが丘北4-5-17 ☎422-1870	三國歯科医院 柳沢6-4-3-107 ☎461-0899	
30日	西東京中央総合病院 芝久保町2-4-19 ☎464-1511	さいとう小児科内科クリニック 下保谷4-2-21 ☎421-7201		おばら歯科医院 西原町5-3-1 レアール田無105 ☎451-6480	みずた歯科医院 新町2-2-2 ドムス武蔵野1階 ☎0422-36-1414	宮内矯正小児歯科 東町3-14-34 ☎422-5457	
31日	田無病院 緑町3-6-1 ☎461-2682	廣川クリニック 東町4-8-28 JUN西東京市101 ☎425-6476		酒枝医院 北原町2-1-38 ☎461-4944	中山歯科医院 谷戸町3-27-24 プラザビル209 ☎423-0163	泉台歯科医院 泉町6-1-3 ☎421-4980	山口歯科医院 ひばりが丘1-5-12 ☎421-4029

健康保険証、診察代をお持ちください。

消費生活相談 Q & A

Q 健康機器を販売する会社にまず自分が登録し、紹介した人が登録すれば紹介料がもらえるというシステムの会社をネットのサイトで見つけた。

登録するには健康機器(約40万円)を1台買うことが条件だが、ネットでの勧誘なので簡単に会員が増やせ、短時間で高収入が得られると説明され2か月前に登録した。実際はだれも勧誘できず解約したい。

A これは「マルチ商法」とか「ネットワークビジネス」と呼ばれる販売方法と思われます。商品などを販売する組織に加入し、自分が勧誘した人が販売活動をすれば、収入になるという商法です。

マルチ商法は特定商取引法で「連鎖販売取引」として規制されています。契約から20日以内はクーリン

マルチ商法の中途解約

グ・オフが可能です。この相談の場合はクーリング・オフ期間が過ぎてしまいましたが、「新規加入から1年未満、商品の引き渡しから90日未満」であれば、代金の1割負担で未使用分が返品できるという規定があり、この中途解約の方法を助言しました。

これらの期日が過ぎていても契約書面の不備や、事実でないことを告げられて勧誘された場合は解約交渉ができる場合もあります。

マルチ商法は、被害者が加害者になる可能性もあり、友人を失うことにもなかねません。「簡単にもうかる話はない」と考え、おいしい話には警戒する姿勢がたいせつです。

詳しくは消費生活相談室へお問い合わせください。

消費者センター消費生活相談室 (☎425-4040)

往復はがき記入例

『2歳児クラス申込』

お子さんと保護者の名前(ふりがな)・生年月日・年齢
住所
日中連絡のつく電話番号
参加希望理由

『両親学級 申込』
参加希望日第1・第2(日付の早い順)
夫婦の氏名(ふりがな)・生年月日
住所
日中連絡のつく電話番号
出産予定日
出産予定の病院
市主催の両親学級受講の有無(予定含む)

は〒202-8555市役所子ども家庭支援センター-母子係
係「 」担当へ 返信用には、住所・氏名を記入
は健康年金課成人保健係「 」担当へ郵送



はがき記入例

『腰痛予防教室申込』
希望コース
住所
氏名(ふりがな)
生年月日
年齢
日中連絡のつく電話番号

?お困りのときに 無料相談!

専門相談の予約開始 12月19日(木)午前8時30分から(印は12月5日から受付中)
相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話で申し込んでください。
なお予約開始日には窓口および電話が込み合い、電話がつながりにくくなる場合がありますが、ご了承ください。
予約・問合せ ☎...田無庁舎 2階市民相談室 (☎460-9805)
☎...保谷庁舎 1階市民相談室 (☎438-4000)

内容	日時	場所	
一般市民相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時	田・保	
専門相談(予約制)	法律相談	12月26日(木)・1月4日(金)、7日(月)、10日(木) 午前9時～正午 1月7日(月)は人権・身の上相談を兼ねる	田
	人権・身の上相談	12月27日(木) 午前9時～正午 人権・身の上相談を兼ねる 1月8日(火)、9日(水) 午後1時30分～4時30分	保
	税務相談	12月28日(金)、1月11日(金) 午後1時30分～4時30分	田
		1月4日(金) 午後1時30分～4時30分	保

内容	日時	場所	
専門相談	不動産相談	1月4日(金) 午後1時30分～4時30分 1月10日(木) 午後1時30分～4時30分	田・保
	登記相談	1月10日(木) 午後1時30分～4時30分 12月20日(木) 午後1時30分～4時30分	田・保
表示登記相談	1月10日(木) 午後1時30分～4時30分	田	
	12月20日(木) 午後1時30分～4時30分	保	
交通事故相談	1月9日(水) 午後1時30分～4時30分	田	
	12月26日(水) 午後1時30分～4時30分	保	
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	1月21日(月) 午後1時30分～4時30分	保	
	行政相談	12月21日(金) 午後1時30分～4時30分 1月10日(木) 午後1時30分～4時30分	田・保
相続・遺言・成年後見等手続相談	1月11日(金) 午後1時30分～4時30分	保	